

別記様式第1号(第四関係)

にしでぐち
西出口地区活性化計画

長崎県

長崎県諫早市

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西出口地区活性化計画
都道府県名	長崎県
市町村名	諫早市
地区名(※1)	西出口地区
計画期間(※2)	平成25年度～平成29年度

目 標 : (※3)
本地区の農地11.1haにおける農業用排水施設の整備等の基盤整備を実施することにより、水稻の生産性向上、安定した基幹作物であるたまねぎを中心とした露地野菜の規模拡大などを
実現し、需要変動に応じた安定的な農業経営を確立するとともに、道路・水路等の維持管理の軽減を図ることにより、農業後継者を確保し、人口減少を食い止め地域の活性化を促進する。具体的
には、現状の減少率を上回らないことを目指していく。
<地域人口の推移>
平成20年3月1日～平成25年3月1日 減少率 5.0%(535人 → 508人)

目標設定の考え方

地区の概要:
本地区は、諫早市の北部に位置し、一級河川本明川水系西谷川沿いに拓かれた標高70m～200m前後の中山間地域の水田地帯である。地区上流部には西出口ため池を有しており、
ため池を水源として南北に流れる西谷川からの取水により営農が営まれている。

現状と課題
一級河川本明川水系西谷川より地区が分離されており、現況は平均8aの狭小不整形な水田で、用水路・農道ともに未整備であることから非効率的な営農を強いられ、年々耕作放棄地も
増加傾向にある。こうした現状が安定した農業経営や後継者育成の障害となっている。

今後の展開方向等(※4)
農地の区画整理と農道、用排水路等の一体的な基盤整備を実施し、水稻の生産性の向上、安定した基幹作物であるたまねぎを中心とした露地野菜の規模拡大など土地利用型農業を実
現し、生産性の高い安定的な農業経営を確立させるとともに、担い手への農地集積を推進し、後継者のいない高齢農家の農地を有効利用することにより、地域農業の活性化を図り、定住
の促進を目指していく。

【出典】住民基本台帳人口(公表)

※地域人口の推移については、活性化計画提出の前月(H25.3月)とその5年前のデータを比較している。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
諫早市	西出口地区	基盤整備(区画整理)	諫早市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

西出口地区(長崎県諫早市)	区域面積(※2)	525ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域は、上大渡野町全部と下大渡野町の一部(西出口地区のみ)としており、面積525haのうち農林地面積は425haで81%を占め、当該地域内の全就業人口に対する農林業従事者の割合は20%である。		
②法第3条第2号関係: 地域の人口の減少(平成20年3月1日 535人→平成25年3月1日 508人で 5.0%減)、農業従事者の高齢化も進んでいるため、地域の活性化のためには、定住を促進する事業が必要な地域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は市街化区域ではない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

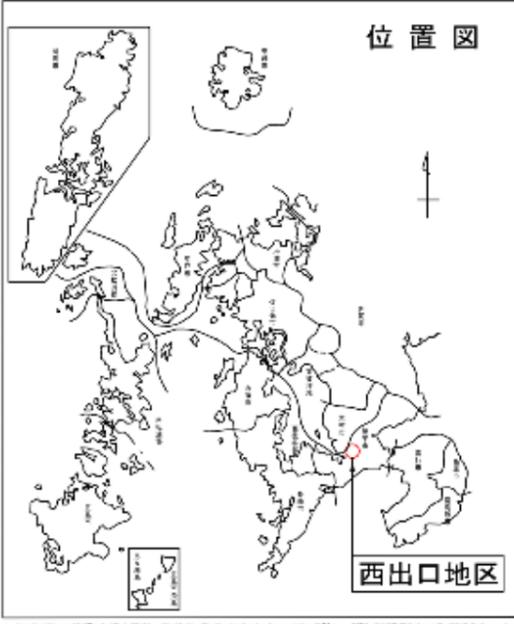
5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

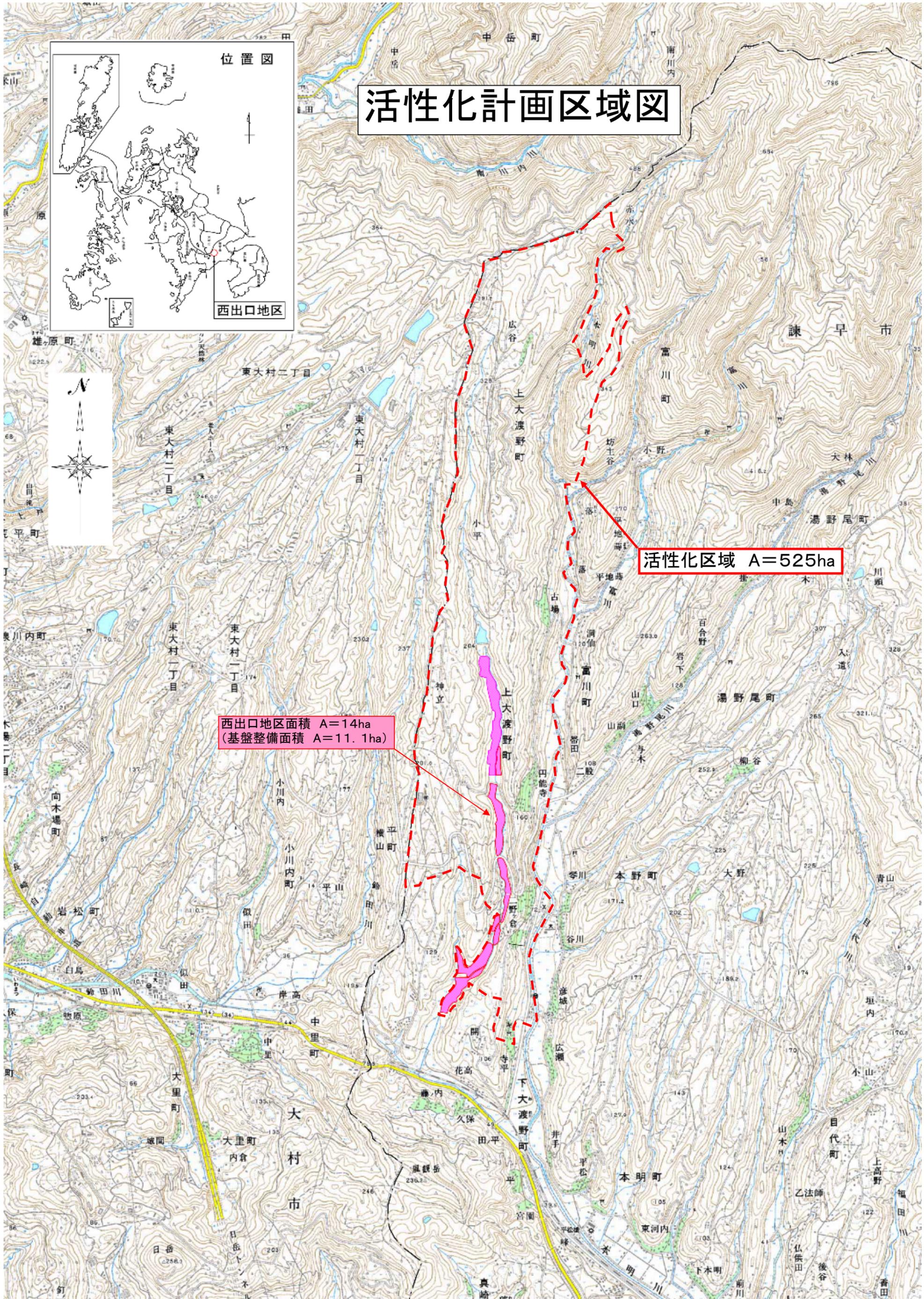
活性化計画終了年度の翌年度に、住民基本台帳データを用いて5ヵ年間の比較を行い減少率を把握し検証する。

活性化計画区域図



活性化区域 A=525ha

西出口地区面積 A=14ha
(基盤整備面積 A=11.1ha)



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
いさはや 諫早市(代表)	平成25年度～平成29年度
長崎県	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
諫早市農林水産部農地保全課	0957-22-1500	0957-22-2602	nouchi_hozen@city.isahaya.nagasaki.jp
長崎県農林部農村整備課	095-824-1111	095-895-2594	s07040@pref.nagasaki.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	11.1ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積:11.1ha (農業用排水施設等の整備により安定した用水の供給と農地の保全を行い、安定的かつ持続的な農業経営を図るため、事業区域の区画整理面積を成果指標とした。)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
基盤整備 (区画整理)	西出口地区	区画整理	A=11.1ha	H25~29	諫早市	250,000	137,500	5.5/10	137,500	基盤整備による生産性向上、維持管理労力の軽減による営農条件の改善により、農業経営の安定、農家の生産意欲を向上させるとともに、後継者の確保を図ることにより農業従事者や農業関係に携わる地域住民の減少を食い止め、定住化を促進する。
合 計										

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

画					前年度まで		本年度										本年度までの累計		翌年度以降(予定)										備考
事業実施主体	全体事業費 (A)	交付金額 (千円未満切捨)	交付額算定 交付率 (B)	交付限度額 (C)=(A)×(B) (千円未満切捨)	事業費	交付金額 (D)	事業内容及び 事業量	事業費	交付金額 (千円未満切捨)	都道府県費	市町村費	その他	年度末 進捗率 (E)	単年度 交付限度額 (C)×(E)-(D) (千円未満切捨)	仕入れに係る 消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降の累計		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
																		事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	
諫早市	250,000,000	137,500,000	5.5/10	137,500,000	0	0	実施設計A=11.1ha 換地設計A=11.1ha	14,000,000	7,700,000	2,100,000	2,940,000	1,260,000	6	7,700,000	該当なし	14,000,000	7,700,000	236,000,000	129,800,000	107,000,000	58,850,000	109,000,000	59,950,000	19,000,000	10,450,000	1,000,000	550,000		
	250,000,000	137,500,000		137,500,000	0	0		14,000,000	7,700,000	2,100,000	2,940,000	1,260,000	6	7,700,000	該当なし	14,000,000	7,700,000	236,000,000	129,800,000	107,000,000	58,850,000	109,000,000	59,950,000	19,000,000	10,450,000	1,000,000	550,000		

計画主体名	諫早市		
計画期間	H25～H29	総事業費（交付金）	255,250 千円（140,125 千円）
実施期間	H25～H29		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標が「減少率の抑制」に適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	諫早市農業振興地域整備計画との連携、配慮、調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地域住民等の要望に基づき計画している。また、事業説明会や組合総会時に女性も参加している。
事業の推進体制は確立されているか	○	土地改良組合と市で調整を図り推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	基盤整備による生産性の向上、維持管理の軽減による営農条件の改善により、経営の安定が図られ、農家の生産意欲を向上させると共に、後継者の確保を図ることにより、農業従事者や農業関係に携わる地域住民の維持が図られる。
計画期間・実施期間は適切か	○	5年以内である。（H25～H29）
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付限度額（事業費×交付額算定率5.5/10）の範囲内である。（特定農山村地域）

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	土地改良の費用対効果分析に必要な諸係数による標準耐用年数より、用排水路（コンクリート二次製品）20～40年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領第2により、本地区は土地改良事業であるため、土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき、行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記により投資効率1.18となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	「区画整理」に着手し「農業用排水施設の整備・保全」が図られているとともに、受益面積11.1ha（>5.0ha）であり要件等を見たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また、目的外使用ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	営農計画に基づいた施設利用形態による農業用排水路等の更新を計画している
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されている	○	地形、営農形態等を考慮して計画を行い利用環境の向上を図っている。

か		
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良工事積算基準により適正に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	用排兼用水路を設けるなどコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	圃場が狭小・不整形であり、用排水路、道路が未整備の地区を整備する予定である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	換地計画に基づき配置される予定であり、道水路管理者・地元関係者の同意も得ており問題ない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事に関しては、地方自治法に基づき、一般競争入札又は指名競争入札とするため競争性があり適切なものである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	管理については、本地区の受益者によって適正な管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。